

平成16年10月29日

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況表の公表について

佐賀銀行（頭取 松尾靖彦）では、平成15年9月22日に公表している「リレーションシップバンキングの機能強化計画」に係る平成15年4月から平成16年9月までの進捗状況をとりまとめましたので、下記の通りお知らせいたします。

（注）「リレーションシップバンキングの機能強化計画」とは、平成15年3月28日に金融庁が金融審議会からの提言（「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」）を踏まえ、「中小企業金融再生に向けた取組み」「健全性、収益性向上等に向けた取組み」を柱として公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、各金融機関が平成16年度までの集中改善期間において取組むべき課題とその対応策等を取りまとめて公表したものです。
また「リレーションシップバンキング」とは、金融機関がお客さまとの間で親密な関係を長く維持することによりお客さまに関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うビジネスモデルといわれています。

記

1. 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」に関する基本方針

当行におきましては下記の基本方針に基づいて、それぞれの取組みを進めております。

- （1）中小企業支援に軸足を置いた営業
- （2）企業再生支援についての取組強化
- （3）企業支援態勢の整備と人材育成

2. 公表内容

「平成15年4月から16年9月における全体的な進捗状況及びそれに対する評価」並びに「アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況（要約）」について公表いたします。（詳細は別紙1をご参照ください。）

なお、この他に以下の内容につきましても公表いたします。

- 「要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表」に係る当行の具体的な取組み、スケジュール、進捗状況等（別紙1-2）
- 平成15年4月から16年9月までの「経営改善支援の取組み実績」（別紙1-3）
- 平成16年4月から16年9月までの「経営改善支援の取組み実績」（別紙1-4）

3. 公表方法

当行ホームページに掲載いたします。

4. その他

従来から公表しております「アクションプログラムに基づく個別項目の計画」に基づく「地域貢献に関する情報について」は11月末に当行ホームページ上において公表する予定です。

以上

本件に関するお問合せ先

総合企画部（鶴田）
TEL 0952(25)4553

1. 15年4月から16年9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

当行の「リレーションシップバンキングの機能強化計画」において定めた(1)中小企業支援に軸足をおいた営業 (2)企業再生支援についての取組強化 (3)企業支援態勢の整備と人材育成 の基本方針に則って取組みを進めております。

(1) 中小企業支援に軸足をおいた営業

当行は以前より中小企業の事業拡大支援、ベンチャー企業支援等に力を入れてきていることから、公的機関(佐賀県や佐賀大学等)とのつながりが深く、地域企業経営者を対象とした研修の場の提供などの取組みも行ってきております。中でも当行が事務局を務めている起業家育成スクール「鳳趨塾」は今年9期生を迎えており、これまでの活動が評価されております。

平成16年2月に当行の関連会社である佐銀ベンチャーキャピタルと共同で設立したベンチャーファンドの活用や現在十八銀行や筑邦銀行と共同で検討を進めているビジネスマッチングモデルの構築なども含めて、今後ともお客さまに付加価値を提供し、お客さまの事業発展に向けた取組をより一層支援していきたいと考えております。

(2) 企業再生支援についての取組強化

当行では審査第二部「企業支援グループ」において従来の経営支援にとどまらず、経営改善計画策定支援や計画策定後の進捗管理等に経営計画策定支援システムを活用しながら企業を再生・支援していく取組を実施すると同時に新しい金融手法への取組も進めています。

さらに平成16年3月にはオリックスグループと共同で企業再生ファンドの組成を行っております。ファンドの実績はまだですが、ファンド利用により再生が見込める企業に対し、同意を得ながらファンドを活用していきたいと考えております。同ファンドの活用の他、佐賀県中小企業再生支援協議会の積極的な活用などとともに企業支援に向けた態勢整備と取組の強化を図っております。

(3) 企業支援態勢の整備と人材育成

本機能強化計画をより実効性のあるものにしていくために、新しい金融手法・商品への対応や政府系金融機関等との提携を行っていくための態勢の整備と人材育成を進めています。また当行では本年1月に審査第一部内に「融資企画グループ」を設置して、新しい金融手法の研究やノウハウの蓄積に努める一方、信用リスク定量化などへの取組も進めております。さらに改正事務ガイドラインへの対応についての取組みを進め、お客さまへの説明態勢の整備にも取り組んでおります。

人材育成についてはOJTを中心にして、行内外の研修や通信講座等により引き続き取り組んでおります。

2. 16年4月から16年9月までの進捗状況及びそれに対する評価

平成16年4月から平成16年9月までの主な取組は下記の通りです。三つの方針に沿った態勢の整備は整いつつあり、今後はいかに効果を上げていくかが課題だと認識しております。

(1) 中小企業支援に軸足をおいた営業

・平成16年2月関連会社佐銀ベンチャーキャピタルと共同で総額505百万円の投資事業有限責任組合(ベンチャーファンド)を設立(現在投資先企業の発掘中)

・創設法認定企業向けの支援を実施(15年度認定件数5件)、また16年3月、認定企業に対して佐銀ベンチャーキャピタルによる間接投資を実施

・北部九州地区産業クラスターサポート金融会議への参加と技術関連補助金交付決定企業向け「つなぎ資金制度」の制定と実施

・財)佐賀県地域産業支援センター等公的機関との地域内中小企業に対する支援についての情報交換

・県(佐賀・宮城・和歌山・鳥取)合同CLO実施

(2) 企業再生支援についての取組強化

・16年1月審査第二部内に「企業支援グループ」を新設(6名体制で、うち3名は中小企業診断士)

・15/4月～16/3月の1年間で、当行メイン先で私的整理により2社が再生。また他行メイン先で私的整理ガイドライン適用1社と産業再生法適用により1社が再生。

・16年3月にオリックスとの提携により、複数行の参加も想定した「九州広域企業再生ファンド(仮称)」の基礎出資を行い、企業再生ファンドを立上げた。

・経営計画策定支援システムの導入(平成16年4月)

・業種別融資審査体制の導入(16年4月より運用開始)

・佐賀県中小企業再生支援協議会活用先の増加

(3) 企業支援態勢の整備と人材育成

・企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材育成を目指した行内研修の実施と行外研修への派遣

・中小企業の経営改善に向けた支援への取組ができる人材育成を目指した行内研修の実施と行外研修への派遣

・日本政策投資銀行をはじめとした政府系金融機関等4行との業務協力協定を締結

・信用リスク計測手法の精緻化及びその活用法のために、専門ノウハウを持つ外部コンサルタント会社を導入した

・銀行法等に義務付けられた貸付契約、保証契約等重要事項に関する説明態勢の整備

3. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
.中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	専門の審査担当を配置すべき業種等を検討し、人材の配置を行う。 定期的な審査担当のローテーションを実施。	業種別ポートフォリオやデフォルト情報の分析等による業種別審査態勢の検討。	16年4月より業種別審査運用開始。運用にあたっての課題の抽出、改善に向けた検討の実施。	業種別の貸出ポートフォリオや過去の業種別デフォルト情報等分析。	・平成16年4月より業種別審査運用開始(建設業、不動産業、医療の特定業種について佐賀・福岡の審査第一部審査グループに各2名配置)	審査態勢強化のために、従来の態勢(エリアごとの審査態勢)に加えて、建設業・不動産業・医療の3業種については専門の審査担当者を配置する(業種別審査の導入)。(16年4月開始)
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	中小企業診断士の養成継続 本部審査担当者等の地銀協主催集合研修への参加 行外研修受講者を講師とする行内研修「目利き研修」の実施 通信講座の活用	中小企業大学校への人材派遣。 本部審査担当者等を地銀協「目利き」研修の派遣。数人(上期、下期) 行外の講師による行内研修「目利き研修」の実施 通信講座の活用。	・平成15年度の取組みに加え、行外研修受講者を講師とする行内研修を実施。 ・平成16年4月からの業種別審査の導入を踏まえ、業種別の研修講座へ審査担当者を派遣する。	中小企業大学校へ1名派遣(15年4月～16年3月) 地銀協主催集合研修「営業店役員者講座(企業取引)」へ4名派遣(15年6月・11月・16年2月・6月) 同「企業価値研究講座」へ2名派遣(15年7月・12月) 同「業種別経営分析研究コース(建設業編)」へ1名派遣(15年11月) 同「企業取引開発研究講座」へ1名派遣(16年1月) 同「業種別企業経営研究講座(病院経営編)」へ2名派遣(16年4月) 同「業種別企業経営研究講座(旅館・ホテル)」へ1名派遣(16年8月) 地銀協アクションプログラム対応講座へ営業店役員者を派遣すべく行内公募を実施。(16年度下期に3名派遣) 行外研修受講者、関連会社佐銀ベンチャーキャピタル社員等を講師とする行内研修「目利き研修」を実施(15年12月 46名、16年7月 31名) ・「目利き」に関する通信講座受講者数 387名 (対象者比36.3%、内訳 役員層236名、行員151名) ・「目利き」に関する通信講座受講者数 100名 (対象者比9.4%、内訳 役員層67名、行員33名) 参考 :16年度下期通信講座受講申込者 127名 (累計514名 対象者比48.2%、内訳 役員層288名、行員226名)	企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材を行外・行内研修等により育成していくとともに、全行員に対して通信講座を斡旋し、受講させることで実務的知識の蓄積を図っていく。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	鳳雛塾等蓄積してきた産学官ネットワークを活用した企業支援、起業家教育支援の実施。 北部九州地区産業クラスターサポート金融会議への参画。	鳳雛塾の開催継続。 北部九州地区産業クラスターサポート金融会議への参画と優良案件の発掘。	平成15年度と同様の取組	<p><公的機関の技術評価を元にした支援></p> <p>創造法認定に係る事業の終了に伴い、同法の申請支援は行っていないが、県で推進している「経営革新支援法」、「目指せ義右衛門(助成金)」、市場可能性評価等に係る対象企業への支援を実施。</p> <p><ベンチャーファンド></p> <p>本年2月に設立した佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第1号への投資先を発掘中。16年9月末での投資実績はなし。</p> <p><起業家教育></p> <p>起業家教育の普及活動については、当行に事務局をおくSAGAベンチャービジネス協議会(産学官連携の任意団体)が主体となって実施(以下は当協議会の活動)</p> <p>第9期鳳雛塾を平成16年7月より実施(受講生35名)。昨年受賞した「地域情報化大賞2003(日経新聞主催)」を契機として、本年8月より富山において「富山鳳雛塾」が発足。全国初の民間レベルでの地域間連携として注目を受ける。</p> <p>佐賀市が主催する小学生向け起業家教育「キッズマート」事業に本年度より受託団体として参画(SAGAベンチャービジネス協議会)。佐賀市内小学校(2校)の総合学習時間において起業家教育を実施。</p> <p>九州経済産業局(新規事業課)が実施する「高等学校向け起業家教育事業」を佐賀で受託。佐賀商業高校、佐賀北高校で実施しており、来年1月まで開催予定。</p> <p>小学生から大学生・社会人に至るまでの一貫した起業家教育プログラムの実現に向け、佐賀県、佐賀大学、九州経済産業局等と検討。</p> <p>産学官連携の各種研究会、交流会等への積極的参加。</p> <p>佐賀県地域産業支援センター主催「地域プラットフォーム事業連携会議」、ベンチャー交流ネットワーク、雇用能力開発機構佐賀センター主催「ベンチャー企業等支援ネットワーク」、佐賀市主催「新産業創出セミナー」、佐賀市異業種交流会「Sogans～」等</p> <p>北部九州地区産業クラスターサポート金融会議に参加している金融機関で、技術開発関連補助金交付決定企業に対する「つなぎ融資」制度を平成16年3月に創設。</p> <p>「つなぎ融資」制度の利用実績。(佐賀県内企業に対して1件)</p>		産学官連携による活動の継続と起業家および後継者育成のための教育事業の支援。金融支援に関する新しい制度の検討。北部九州地区産業クラスターサポート金融会議への参画と新しい金融制度の開発研究、新規融資案件の発掘。 ベンチャーファンドについては情報収集を行う
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	政府系金融機関と定期的な情報交換と個別案件について具体的な協議の実施。	当行、(株)佐銀ベンチャーキャピタル、政府系金融機関との情報交換と個別案件についての具体的な協議。	平成15年度と同様の取組	<p>外部機関との提携・連携状況</p> <p>平成15年12月…あおぞら銀行「ドバイザリ-サービス契約」</p> <p>・ " " -日本政策投資銀行「業務協力協定」</p> <p>平成16年1月・中小企業金融公庫「業務協力協定」</p> <p>平成16年2月・商工中金「業務協力に関する覚書」</p> <p>16年9月末時点では協調融資などの実績はない。</p>		ベンチャー企業に対しては、(株)佐銀ベンチャーキャピタル、政府系金融機関と連携して取組んでいく。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(5) 中小企業支援センターの活用	同支援センターとは今後とも積極的な情報交換を図り、地域内の中小企業に対して連携して支援継続。 同支援センターが主催する「佐賀県創業等基盤整備事業」への参加。	同支援センターとの連携継続。 佐賀県創業等基盤整備事業(地域プラットフォーム事業)」への参加。	平成15年度と同様の取組	・(財)佐賀県地域産業支援センター(以下、支援センター)に在籍する創業ベンチャー、経営革新担当のマネージャー(3名)および経営支援課担当者との情報交換を実施。主に支援センターが推進する制度および個別企業への支援体制等を協議。 また、同センターが主催する「ベンチャー交流ネットワーク」(年6回開催)に支援者として参加、支援機関連携会議「佐賀県創業等基盤整備事業(地域プラットフォーム会議)」(年2回)に参加し、各機関担当者との情報交換を実施。 地域ローカルセンター(6ヶ所)のとりまとめ機関である佐賀地域中小企業支援センター(佐賀商工会議所内)の担当コーディネーターとの情報交換(不定期)を実施し、創業者への支援を実施。 個別ベンチャー企業に対して同センターの有する制度(「目指せ義右衛門」、事業可能性評価等)を紹介。		(財)佐賀県地域産業支援センターが持つ機能は地域内中小企業に対する支援策のひとつとして有意義であり、今後も積極的に活用していく。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	「リンクス」会員向けWEBサイトの立上げによるインターネットを利用したサービスの構築。 産・官連携によるビジネスマッチングの事業化検討。 CNS情報サイトの活用検討。 行内LAN「情報メモシステム」による成約増加へ向けた取組み。	リンクス会員向けビジネス・マッチングの継続とWEBサイトの構築。 産・官連携によるビジネスマッチングの検討を行うW.Gの立上げ。 CNS会員向けサービスの検討。	リンクス会員向けビジネス・マッチングの継続とWEBサイトの立上げ。 産・官連携によるビジネスマッチングの事業化へ向けた実証実験再開。 CNS会員向けサービスの検討。	・さざん情報クラブ「リンクス」で下記内容の研修およびセミナーを実施。 新入社員研修「佐賀、武雄、福岡の3会場で実施(平成16年4月6日・7日・8日)参加者129名(45社)」 リーダーシップ能力開発講座「佐賀、武雄、福岡の3会場で実施(平成16年8月19日・20日・23日)参加者75名(40社)」 提携先であるベンチャーリンク社が実施する東京ビジネスサミット2004(16.10.6～7)に当行の会員企業2社が参加。 佐賀BMP(ビジネスマッチングプレイス)については、システム共同化を目指す三行共同化のメンバー(十八、筑邦、当行)間でのビジネスマッチングモデルを構築中。 ・CNS情報サイトについては未だ一般企業には開放していない。上記リンクスのサービスとの調整を図っている。(CNS情報サイト・地銀ネットワークサービス(地方銀行協会が運営主体)が行っているインターネットを利用したビジネスマッチングサイト) 行内LAN情報システムを活用して行内間でのビジネスマッチング情報提供等を実施。 佐賀県が主催するSAGAマーケティングプラザ(開催地東京)に協力団体として参加(16.10.7開催)。当行も積極的に関与して参加企業への販路開拓支援を実施。		人材教育を含む情報提供やビジネスマッチングについては取引先企業のニーズが高く、これまで蓄積してきたノウハウを活用しながら、「リンクス」WEBサイトの立上げ、産官連携のビジネスマッチングの事業化の検討、CNSによるサービスの充実等新たな枠組みを検討していく。
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	(別紙1-2、1-3及び1-4参照)					

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	研修カリキュラムの再構築。 本部審査担当者等の地銀協「経営支援」研修派遣。 中小企業診断士を講師とする「コンサルティング研修」の継続実施。 通信講座受講者の増加。	「コンサルティング研修」の継続実施。 地銀協主催「中小企業経営支援講座」への派遣 通信講座の幹旋。	平成15年度実施施策に加えて、行外研修者を講師とした「企業経営支援研修」の実施。	・「コンサルティング研修」(行内研修15年7月～11月、16年7月～11月)実施 ・レベルに応じた行内研修(経営支援策等のカリキュラム追加)継続実施 ア. 融資能力アップ研修」…対象者:中堅行員(15年度120名、16年度55名) イ. 融資渉外研修(上級)」…対象者:得意先役席者(15年8月:20名、16年8月:18名) ウ. 融資渉外研修(初級)」…対象者:得意先担当者(16年2月:20名) エ. 融資渉外研修(フォローアップ)」…対象者:得意先担当者(16年4月:20名) オ. 「債権管理研修」…対象者:融資役席者及び担当者(15年9月:16名、16年3月:24名) カ. 「債権管理トレーナー」…対象者:融資役席者(15年11月:5名、16年1月:5名) 地銀協主催集合研修「中小企業経営支援講座」へ4名派遣(15年12月・16年1月・4月・8月) 外部講師、行外研修受講者を講師とする行内研修「企業経営支援研修」を実施(16年3月:34名、8月:23名) ・「企業経営支援」に関する通信講座受講者数297名(対象者比27.9%、内訳:役席層206名、行員91名)		中小企業の経営改善に向けて、企業の問題点や課題解決の方向を見出して、支援への取組みができる人材の育成を図っていく
(5) 地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	これまでの地域の人材育成に対する取組の継続。 ビジネススクールの地域展開の検討。	「リンクス」、鳳雛塾」での人材育成講座の開催継続。 九州大学ビジネススクール」の研究と地元展開の検討。	平成15年度と同様の取組	・本年7月よりスタートした第9期鳳雛塾において財務戦略的思考を採り入れたケースメソッドを実施。 佐賀大学でのビジネススクール開講実現に向け大学側と協議中(詳細は未定) ・多久商工会が主催する若手後継者向け勉強会(初歩の財務分析勉強会:全6回)に講師を派遣。 佐賀県内の中小企業経営者が組織している異業種交流会(名称「Newチャレンジ100」)において、後継者育成に向けてスタートした「儲かるための財務戦略研究会」にアドバイザーとして参加。		過去取組んできた地域の人材を育成するための講座を継続的に開催していくとともに、ビジネススクールの地域展開に積極的に関与していく

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。早期事業再生ガイドラインの趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	審査第二部内に企業支援スキームの研究、検討および再生への実践を行う「企業支援グループ」の設置 再建プログラムの策定検討 企業再生に関するノウハウの蓄積	具体的な再生スキームの内容検討 企業再生に関するノウハウの取得 と行内全体でノウハウを蓄積していく取組の実施。 具体的な再生手法の適用。	平成15年度と同様の取組を行う中で、様々なノウハウの蓄積を図っていくと同時に研修等を通じて行員のスキルアップに取組む。	16年1月に審査第二部内に「企業支援グループ」を新設した。人員は6名体制で、うち3名は中小企業診断士。	15/4月～16/9月の間で、当行メイン先で私的整理により2社が再生。また他行メイン先で私的整理ガイドライン適用1社と産業再生法適用により社が再生した。 再生スキームを実施する過程で、事業価値算定、法的諸問題、税務課題等に関するノウハウを蓄積した。	具体的な再生スキームの検討および手続きを審査第二部内に設置する企業支援グループにおいて行う。再生企業の状況、進捗等については適宜常務会へ報告を行う。 取引先企業に当行の企業支援体制・企業支援の考えおよびその手法等について広く理解を得るための機会として経営相談会を営業店単位で実施している。 経営計画策定支援システムを導入し(平成16年4月)、取引先企業の経営改善計画策定支援および計画策定後の進捗管理等に活用している。
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	再生ファンドの実現には時間がかかることから、企業再生支援には他の手法、機関を利用したスキームを活用して取組む。再生ファンドについては情報収集を行う。	地方公共団体や佐銀ベンチャーキャピタル等の情報交換。ファンド組成について動きがあれば、具体的に検討を行う。	平成15年度と同様の取組	16年1月に審査第二部内に「企業支援グループ」を新設した。人員は6名体制で、うち3名は中小企業診断士。 ・ファンド提携先としてオリックスグループを選択した。 16年3月の組成に向け提携先のオリックスと準備を進める一方、監査法人や弁護士等と法務面や税務面のチェックを行った。	16年3月にオリックスとの提携により、九州広域企業再生ファンドを立上げた事で取組体制が整った。ファンド見込み先について個別にファンドによる再生が可能かどうかの検討を行っている。	企業再生ファンドに係る対象企業の選定、交渉等については「企業支援グループ」が担当している。
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	企業支援グループにおいて、外部からの情報収集や連携、ノウハウの蓄積を行うなかで、具体的な検討を行う。	- 3 - (1) のスケジュールに準じる	- 3 - (1) のスケジュールに準じる	16年1月に審査第二部内に「企業支援グループ」を新設した。人員は6名体制で、うち3名は中小企業診断士。 15/4月～16/3月の1年間で、当行メイン先2社に対し私的整理による再生スキームの中でDESを導入した。 DIPファイナンスについては、対象企業の業種、適用の条件等で合致する案件がなくこれまで具体的な進展はない。	16/4月～16/9月の6ヶ月間でDES、DIPファイナンスの導入実績はない。 16年9月末現在、経営支援取組先に対し、個別に具体的なスキームの検討を行っており、その中で導入の可能性を見極めていく状況。	どのような再生スキームを適用するのか検討を行う中で、DESやDIPファイナンスの利用が効果的で合理的かどうかを判断した上で対応する。 デット・エクイティ・スワップ(DES)・・・銀行が債務者企業の債務(Debt)を株式(Equity)に交換(Swap)することで、債務者企業の過剰債務を圧縮し、債務者企業の再建支援を図る手法。 DIPファイナンス・・・銀行やノンバンクなどの金融機関が、再建型倒産手続きを申し立てた破綻企業に対し、裁判所の許可を得て、事業継続のための運転資金を融資するもの。DIPとは、Debtor-in-possession(占有を継続する債務者)の略。
(4) 中小企業再生型信託スキーム等、RCC信託機能の活用	企業支援グループにおいて、外部からの情報収集や連携、ノウハウの蓄積を行うなかで、具体的な検討を行う。	- 3 - (1) のスケジュールに準じる	- 3 - (1) のスケジュールに準じる	16年1月に審査第二部内に「企業支援グループ」を新設した。人員は6名体制で、うち3名は中小企業診断士。 再生対象企業の内、1社について対象検討しているが、調整が難航しており実現に至っていない。	16年9月末現在、経営支援取組先に対し、個別に具体的なスキームの検討を行っているが、現時点ではRCC信託機能を活用する予定の先はない。	どのような再生スキームを適用するのか検討を行う中で、RCC信託機能の利用が効果的で合理的かどうかを判断した上で対応する。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(5)産業再生機構の活用	企業支援グループにおいて、外部からの情報収集や連携、ノウハウの蓄積を行うなかで、具体的な検討を行う。	-3-(1)のスケジュールに準じる	-3-(1)のスケジュールに準じる	・16年1月に審査第二部内に「企業支援グループ」を新設した。人員は6名体制で、うち3名は中小企業診断士。 ・15/4月～16/3月の1年間に当行メイン先で産業再生機構を活用した先はない。 ・但し、他行メイン先で産業再生機構を利用した先が1社、現在計画進行中の先が2社ある。	・産業再生機構への債権売却1社および策定された計画に応じた先1社がある。 ・16年9月末現在、経営支援取組先に対し、個社別に具体的なスキームの検討を行っているが、現時点では産業再生機構を活用する予定の先はない。	どのような再生スキームを適用するのか検討を行う中で、産業再生機構の利用が効果的で合理的かどうかを判断した上で対応する。
(6)中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	行内をはじめ、取引先に対して佐賀県中小企業再生協議会のPRの実施。 他行との取引が多い当行メインの再生支援対象先について同協議会への紹介。 同協議会を通じた研修会への参加。	-3-(1)のスケジュールに準じる	-3-(1)のスケジュールに準じる	・16年1月に審査第二部内に「企業支援グループ」を新設した。人員は6名体制で、うち3名は中小企業診断士。 ・15/4月～16/3月の1年間で、当行取引先6社について同協議会への相談持込を行った。	・16/4月～16/9月の半年間で、当行取引先14社について同協議会への相談持込を行った。 相談持込数は徐々に増加しており、再生計画策定に向け、引き続き行内や取引先への周知、利用紹介、相談持込を積極的に行う。 また、当行取引先の改善支援・再生対象企業に対しても活用の検討をさらに進める。	支援企業の課題を抽出した上で、経営改善の実施、経営革新や事業再構築のための支援のひとつの方策として同協議会が有している機能を積極的に活用していく。
(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	本部審査担当者等の地銀協研修及び民間コンサルティング会社主催の戦略的企業再生コンサルタント育成プログラムへの派遣。 行外研修受講者及び外部講師による行内研修の継続実施。 研修受講者を中心とした行内「企業再生」研修によるレベルアップ。 通信講座受講者の拡大。	民間コンサルティング会社主催の「戦略的企業再生コンサルタント育成プログラム」への派遣。 本部審査担当者等の地銀協「企業再生実務講座」への派遣。 外部講師による行内研修の継続実施。 通信講座受講者の拡大に向けた働きかけ。	本部審査担当者等の地銀協研修への派遣。 外部講師による行内研修の継続実施。 行外研修受講者による行内研修の実施。 通信講座受講者の拡大に向けた働きかけ継続。 企業再生に携わった行内の人材による研修の実施。	・企業再生支援スキルアップ研修の実施(15年7月 28名) ・戦略的企業再生コンサルタント育成プログラムへ5名派遣(審査担当者5名、15年8月～11月) ・中小企業再生支援協議会主催「中小企業再生支援担当者等研修」へ6名派遣(15年9月:審査担当者1名、佐銀ベンチャーキャピタル2名、地域中心店より3名) ・外部講師、行外研修受講者、企業再生に携わった人材等を講師とする行内研修「企業再生研修」を実施(16年2月:33名、9月:26名) ・行内研修に佐賀県中小企業再生支援協議会より研修講師を招聘(15年12月～16年3月、受講者数:199名) 地銀協主催集合研修「企業再生実務講座」へ4名派遣(15年11月・12月・16年4月・8月) ・企業再生に関する通信講座受講者数 373名(15年12月～16年9月、対象者比35.0%、内訳:役員層311名、行員62名)	過剰債務等で業績が低迷している企業の再生を図るために、事業や財務の再構築についての取組ができる人材の育成を図っていく。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
4.新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1)担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等。第三者保証の利用のあり方	改正事務ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な運用を図っていく。	ローンレビューの充実とデフォルト率の蓄積	平成15年度と同様の取組	行内信用格付を利用し、佐賀県信用保証協会と提携した「さざんビジネスサポートローン」を発売しているが、今般対象先を従来の正常先から要注先(当行格付ランクB1～B3の内、B1までを対象)まで拡大することを決定し、平成15年12月より実施している。 県(佐賀県・福岡県)・佐賀県・福岡県各信用保証協会と提携した融資商品(推定デフォルト率に基づいた負担を銀行を含めた三者で分担する)の取扱を平成16年4月より開始している。この商品は第三者保証を要件とはしていない。 信用格付の導入以降、貸出先の取引履歴、経営上のトピックス、財務面の変遷などのデータ蓄積が進んでおり、ローンレビューについては徐々に充実してきている。 スコアリングモデルについてはデータ蓄積の段階であり、外部機関の情報も取込みながら検討を進めていく。更に、CRD導入により無担保扱いの新たな商品企画を検討していく。(CRD・・・Credit Risk Databaseの略。導入先各々の取引先財務データやデフォルトデータ等を集約かつデータベース化し、評価結果についてスコアリング及び推定デフォルト率として還元するシステム。)	改正事務ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な運用を図っていく。 ローンレビューについては、格付・自己査定時の信用状態把握を更に充実させる。 スコアリングモデルの活用は定量・定性データとデフォルト率の蓄積を進め、統計的モデルの構築を検討していく。	
(3)証券化等の取組み	福岡県において再度実施される場合には参加に向けて前向きに検討する。一方佐賀県においては自治体等からの情報収集や情報交換を行う。	佐賀県・福岡県等の自治体や他金融機関からの情報収集等の実施。 債権流動化・証券化についての研究継続。	・4県(佐賀・宮城・和歌山・鳥取)合同CLO組成実施 債権流動化、証券化についての研究継続と商品開発の検討	・CLOを実施したが、同時に実施した他3県と比べて、件数金額ともに低い実績にとどまった。 ・証券化、「CLO」についての理解が取引先企業から得られにくい点をどのようにして納得してもらうかが課題。 ・貸出金利息収入を増加させるとい銀行の方針とどのように整合させていくかが今後の課題。 ・債権流動化商品の開発や取引先企業等への啓蒙が課題。	基本的には自然体でいく方針である。また実現には以下の課題があることも認識している。 ・ある程度の市場規模(債権数、証券発行規模)の必要があること。 ・オールインコストの設定。 ・債権を証券化することの理解を得る必要があること。	
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	取引先企業の実態調査を行い、TKCもしくは税理士協会制定チェックリストを利用して企業の状況とニーズの把握を行う。その結果をもとに商品化の検討を行う。	取引先企業の実態調査とニーズ把握。その結果をもとに商品化の検討。	取引先企業に対する実態調査やニーズの把握を15年度に実施できなかったことから、16年度中に必要な調査等を行い、商品化することの是非について結論を出す。	取引先に対する実態調査とニーズの把握については準備段階にとどまっている。 ・TKCとの提携等による融資プログラム開発については、引き続きその実効性・商品性を含め現在調査中である。	TKCとの提携ばかりでなく、税理士協会制定のチェックリストを利用している企業を対象とした融資プログラム(商品化)の開発を検討し、中小企業の財務諸表の精度改善を促すように取組む。	
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用リスク計測手法を精緻化し、信用リスク定量化後の金利ガイドラインの見直しやポートフォリオ管理等の高度化を図る。	信用リスク定量化の精緻化と活用のための外部コンサルタントの導入と活用策の検討。 当行信用格付のデフォルト率等信用リスクデータの蓄積。	信用リスクデータの具体的活用策の実施 当行信用格付のデフォルト率等信用リスクデータの蓄積。	平成15年7月に信用リスク計測手法の精緻化及びその活用策のために、専門ノウハウを持つコンサル会社と契約し、コンサル会社と契約し、信用リスク量の計測結果を踏まえた、経済合理性のある金利ガイドライン見直しの方法が現在より具体的になった。反面、信用リスク定量化後の与信上限設定、クレジットポリシー、ポートフォリオ管理の高度化等が課題で、今後十分検討した上で与信業務に反映して行く予定。 今後データ蓄積を行い信用リスク定量化後のポートフォリオ分析を経営判断資料として定期的に常務会に報告する予定。	信用リスク計測手法を精緻化し、信用リスク定量化後の金利ガイドラインの見直しやポートフォリオ管理等の高度化を図る。 信用リスク定量化の精緻化と活用のための外部コンサルタントの導入。 信用リスクデータベースの蓄積。 信用コスト等を勘案した金利ガイドラインや信用度に応じた決裁権限及びクレジットポリシーの見直し。 信用リスクの各種カテゴリ別の分析等によるポートフォリオ管理の高度化を図る。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
5.顧客への説明態勢の整備、相談 苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	全行的な内部管理態勢の確立 与信取引に係る説明態勢の整備とクレジットポリシーとの整合 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上 苦情処理態勢機能の充実と強化 不正取引との誤認防止態勢整備	改正事務ガイドラインを基準として現行制度の評価 具体策検討 各種説明書、マニュアル等の作成	個別具体策の営業店説明と運用開始 実態面の状況把握 の結果による再検討 与信取引における説明義務遂行の手引き、制定とそれに基づいた説明義務の実行	改正事務ガイドラインに沿って、当行の与信取引に関する説明態勢等の課題について評価を行ったうえで、当該基本的な内容を折りこんだ「クレジットポリシー」の改定、事務ガイドラインの内容に応じた「手引き」の作成や行内研修等の内部態勢の整備に着手した。	平成16年5月説明態勢等の基本的な内容を織り込んだ「クレジットポリシー」審査・管理規程」を一部改定した。 6月に話法例示やQ&Aなどを含めた「与信取引における説明義務遂行の手引き」を制定。 7月に契約書等写しの顧客交付や捺印慣行の廃止などの融資事務の厳格化について示達、また7月以降は融資関連の集合研修に本内容を導入実施 8月に全店ブロック別に上記内容等を踏まえた説明会を開催周知徹底を図った 10月からは人事部とも連携し通信講座にも「融資取引の説明に強くなる講座」を開講	与信取引に関する説明態勢及びそれを補完する相談苦情処理機能をもち、高い実効性が得られる内部管理態勢を構築する。
(3)相談 苦情処理体制の強化	貸出に関する行内態勢の整備を図る。 地域金融円滑化会議に参加し、行内の態勢整備につなげる。 貸出に係る苦情等の分析を行い、施策へ反映させる。	苦情 要望等取扱要領の改訂 地域金融円滑化会議への参加 貸出に関する手引き等の制定 苦情等への対応と進捗状況チェック態勢整備の検討	地域金融円滑化会議への参加 苦情等への対応と進捗状況チェック態勢整備	平成15年9月に貸出に関する手引きを制定した。可能な限り取引先の理解を求める内容としている。 また平成15年9月に「苦情 要望等取扱要領」も改定し、上記「手引き」との整合をとった。	平成16年6月に、話法例示集、Q&A などを含めた「与信取引における説明義務遂行の手引き」制定。 さらに平成16年7月に、契約書等写しの顧客交付や捺印慣行の廃止、融資は「确实」と誤認させる不適切な説明の防止などの融資事務の厳格化について通達。 7月以降、融資関連の本部集合研修に「融資説明義務の重要性について」の内容を導入。 平成16年8月に、「融資説明義務の重要性について」のブロック別説明会を実施し、周知徹底を図った。 通信講座「融資取引の説明に強くなる講座」受講新規幹旋。(10月より開講)	貸出に関する手引き等の制定など態勢の整備を図る。 地域金融円滑化会議に参加し、行内の態勢整備につなげる。 貸出に係る苦情等の分析を行い、施策へ反映させる。 実効性を高めるために、担当部以外の本部分行員が営業店を臨店した場合にも「適正金利交渉記録簿」のチェックを行うこととした。
6.進捗状況の公表	平成15年9月期よりホームページ等を通じて公表	10月迄に「計画書」の公表 11月に「具体的な進捗」についての公表	5月に「具体的な進捗」についての公表 11月に「具体的な進捗」についての公表	15年9月に「機能強化計画」の公表(ニュースリリース、ホームページ) 15年11月に進捗状況についての公表(ニュースリリース、ホームページ) 16年5月に進捗状況についての公表(ニュースリリース、ホームページ)	計画書を平成15年10月に公表を行い、以後毎年11月と5月に具体的な進捗についての公表を行う。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年 4月～16年 9月	16年 4月～16年 9月	

【以下任意】

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						
(1) 適切な自己査定及び償却・引当	自己査定について事例研究等の導入など指導方法の充実と強化を図る。 自己査定の手引き等の充実と内容の周知徹底。	自己査定説明会、研修 臨店指導の継続。 自己査定の手引き等の見直し、自己査定の深度を高める仕組み作り 自己査定償却・引当基準の改定	平成15年度と同様の取組に加えて、実施した施策の検証を行う。	自己査定関係研修の実施 (H15.7.15関連会社自己査定勉強会、H15.7.17新任支店長研修、H15.8.2支店長研修、H15.8.19ブロック別自己査定支店長研修、H15.10.1自己査定研修 (ケーススタディ)、H15.11.15サタデーカレッジ (自己査定について)、H16.1.21自己査定研修) ・自己査定の手引き等の改定 (自己査定の手引 (営業店用))の一部改定 H15.6.30付、H15.9.30付、自己査定の手引 (本部用))の一部改定：H15.9.30付 ・自己査定 信用格付監査結果通知の制定 (一次、二次の査定に経営管理部として疑義ある場合は、追加説明もしくは債務者区分の修正を書面にて指示することとした) H15.9月より経営管理部は一次及び二次査定の債務者区分に異議がある場合、変更を指示しその理由を残すようとした。 H15.10月より、経営支援先の業況 業態の変化や経営改善計画の達成状況等を踏まえ、債務者区分の判断について取締役会に報告し、個別にクレジットポリシーの限度額管理を通して、取締役会が業況の変化等の把握を行うようとした。 ・自己査定の臨店指導を実施 (H15.11月 2ヶ店、H15.12月 6ヶ店)) ・自己査定償却・引当基準の一部改定 H16.3.31付 ・自己査定の臨店指導を実施 (H16.6月 9ヶ店、H16.8月 1ヶ店、H16.9月 2ヶ店)) 自己査定説明会実施 (H16.6.24、5会場にて全店対象) 自己査定研修 (H16.7.14、新任支店長16名対象)	自己査定の厳格な運用を行い、その結果をもとにした償却・引当を行なう。	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	再評価サイクルや基準の見直しの検討。 評価精度向上への取組。 自己査定時の営業店における再評価の本部によるフォロー。	再評価サイクルや基準の見直しの検討。 評価精度向上への検討。	見直した基準等の検証。		再評価基準の見直しにより適切な評価を行う。 評価精度向上のために処分実績を担保評価に反映させることを検討する。	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用リスク定量化を考慮した信用リスクデータの蓄積や内部基準整備の上で、信用コスト等を助案した金利ガイドラインの見直しを図る。	信用リスク定量化の精緻化と活用のための外部コンサルタントの導入と活用策の検討。 当行信用格付のデフォルト率等信用リスクデータの蓄積。 信用コスト等を助案した金利ガイドラインの見直しのための内部基準検討	信用リスクデータの具体的活用策の実施。 当行信用格付のデフォルト率等信用リスクデータの蓄積。 内部基準整備後の金利ガイドライン運用開始。	平成15年7月に信用リスク計測手法の精緻化及びその活用策等のために、専門ノウハウを持つ「みずほ第一フィナンシャルテクノロジー (株)」と契約し、コンサルを受けた。(コンサル期間 平成15年 7月～10月) 信用格付のシステム化により、内部格付の遷移を把握可能としたことで、デフォルト率等信用リスクデータの蓄積を図っている。 信用リスク定量化後の金利ガイドライン見直しに向けて関係部共同でワーキングチームを立ち上げ、具体的な検討を開始した。 ワーキングチームにて新金利ガイドライン (案) を策定することを決定し、その進捗状況を常務会に報告 (平成16年 9月)	信用リスク定量化を考慮した信用リスクデータの蓄積や内部基準整備の上で、信用コスト等を助案した金利ガイドラインの見直しを図る。 信用リスク定量化の精緻化と活用のための外部コンサルタントの導入。 信用リスクデータベースの蓄積。 信用コスト等を助案した金利ガイドラインや信用度に応じた決裁権限及びクレジットポリシーの見直し。 信用リスクの各種カテゴリー別の分析等によるポートフォリオ管理の高度化を図る。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
3.ガバナンスの強化						
(1) 株式公開銀行と同様の開示(タイムリーディスクロージャーを含む)のための体制整備等	株式公開しており本項目は該当いたしません					
4.地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	<p>利用者に広く分かりやすく開示する。会社説明会において地域貢献に関する取組みの説明実施。</p> <p>アンケートを実施し、その結果を反映させる取組みの実施。</p>	<p>ミニディスクロージャー誌、ホームページ等により平成15年9月期実績を開示。</p>	<p>平成16年3月期についての情報開示。</p> <p>ミニディスクロージャー誌およびディスクロージャー誌の発行。</p> <p>・会社説明会開催(アンケート実施)</p> <p>・アンケート結果分析。</p> <p>地域貢献に関する情報開示</p>	<p>平成15年5月…平成14年度決算短信</p> <p>平成15年6月…ミニディスクロージャー誌発行</p> <p>平成15年7月…ディスクロージャー誌発行</p> <p>平成15年8月…平成15年度第1四半期情報の開示</p> <p>・ " …平成15年度の赤字決算についてのご説明</p> <p>平成15年11月…平成15年9月中間期決算短信</p> <p>・ " …地域貢献に関する情報開示</p> <p>平成15年12月…ミニディスクロージャー誌発行</p> <p>平成16年2月…平成16年度第3四半期情報の開示</p> <p>平成16年5月…平成16年3月期決算短信</p> <p>・ " …ミニディスクロージャー誌発行</p> <p>・ " …地域貢献に関する情報開示</p> <p>平成16年7月…ディスクロージャー誌発行</p> <p>平成16年8月…平成17年3月期第1四半期決算の開示</p> <p>経営情報、財務情報については情報開示後ホームページにも掲載している。</p>	<p>地銀協においてとりまとめた指針に則って、</p> <p>地域への信用供与の状況</p> <p>地域のお客さまへの利便性向上</p> <p>地域経済活性化への取組み状況</p> <p>その他(ボランティア活動等)</p> <p>以上4つの視点から、平成15年9月期から以後半期ごと(11月・5月)に情報開示を実施する。</p> <p>対象とする地域は、主として佐賀県および福岡県西部地区(福岡都市圏・筑後地区)とする。</p>	

(備考)個別項目の計画数・・・28(株式を公開している銀行は27)

3.その他関連の取組み

項目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～16年9月	16年4月～16年9月
該当ございません			

中小企業金融の再生に向けた取組み
 2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
 (3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		営業店における企業支援についての人材育成 個別企業についてのランクアップのための方策検討と指導継続 支援企業との経営改善計画に基づく実績検討会継続実施	
スケジュール	15年度	研修等を通じた人材育成 ・ローンレビューによる企業の実態把握と分析 ・ランクアップ見込先、ランクダウン防止先に対する経営支援実施 ・実績検討会を中心とした財務改善等具体策の実施 ・実績公表 (15年9月期より)	
	16年度	上記施策に加えて下記についても実施していく ・取引先企業に当行の企業支援体制・企業支援の考え方やその手法等について広く理解を得るための機会として実施している経営相談会の継続実施 ・経営計画策定支援システムによる取引先企業の経営改善計画策定支援および計画策定後の進捗管理等への活用	
備考 (計画の詳細)		企業に対するきめの細かい指導、アドバイスを行う主体は営業店であり、企業支援についての人材育成を行う ・個々の要注意先企業について、その原因分析をローンレビューの中で明らかにし、課題克服のための道筋を営業店とともに検討し、当該企業への指導を行う。場合によっては経営改善計画書の策定を行う。 ・不良債権の発生防止のために従来から実施している支援先企業との経営改善計画をもとにした実績検討会を中心に営業店、本部が連携して取り組む。	
進捗状況			
	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況 (経営改善支援の担当部署を含む) 15年 4月 ~ 16年 9月		・取引先企業に対する経営改善指導を行う主たる担当部署は審査第二部であり、業績の低迷する企業に対し、主として経営改善計画の策定と毎月の実績検討会を通じた経営支援や案件審査等による実態把握を行っている。 さらに早期に取引先企業を再生していく必要があると判断し、企業支援活動に特化するための専門部署「企業支援グループ」を設置した。(平成16年1月)以降、当該部署を中心にした取組を行っている。 またランクダウンを防止していく取組(予防的管理)を強化している。
	16年 4月 ~ 16年 9月		・平成16年1月審査第二部内に「企業支援グループ」を審査第一部内に新しい金融手法等の研究・検討を行う「審査企画グループ」を設置した。なお「企業支援グループ」の体制は次の通り。人員6名体制で、うち3名は中小企業診断士。 ・平成16年2月有田支店において経営相談会の実施。 ・平成16年2月経営計画策定支援システム導入。(同4月より運用開始) ・平成16年3月オリックスグループと共同で企業再生ファント組成。
	(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年 4月 ~ 16年 9月		当行では、今後の経営の基盤を確固としたものにするため、不良債権の問題について決着をつけることを平成15年度の最重要の課題として不良債権処理を進めてきた。 具体的には、従来経営改善計画を策定し経営改善を進められていたお取引先企業についても、改善進捗が不十分と認められる場合には個別貸倒引当金を積むこととする等、より厳格な処理をした。この結果、不良債権の問題については平成16年3月期をもって処理の道筋をつけることができたと考えている。 本年3月末にはオリックス株式会社及びオリックス債権回収株式会社と企業再生ファントを設立している。現時点ではまだファント活用の実績はないが、ファント利用により再生が見込める企業に対し、同意を得ながらファントを活用していきたいと考えている。 またこのところ佐賀県中小企業再生支援協会を利用する案件が増加している。従来佐賀県内にはRCCや産業再生機構などの利用には適さない規模の中小・零細企業が多いこともあり、同協会の利用が増加しているものと考えられるが、他行との取引がある当行取引先への紹介など同協会の利用促進に協力していく考えである。 このように取引先企業に対する経営改善支援の態勢は整備されつつあり、今後の課題はいかに取引先企業の理解と協力を得て、早期に効果の上がる運用を行っていくかである。 なお、15年4月の当初計画時点の経営改善取組支援先83先について4先がランクアップした。
	16年 4月 ~ 16年 9月		・15/4月~16/9月において、当行メイン先で私的整理により2社(再生スキームの中でDESを導入)が再生。また他行メイン先で私的整理ガイドライン適用1社と産業再生法適用により1社が再生した。 ・16年3月末時点の経営改善取組支援先183先について12先がランクアップした。

(注)下記の項目を含む
 経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
 同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
 ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
 ・こうした取組みを進め成果を上げていくための課題は何か(借手の中小企業サイトの課題を含む)

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名

【15年 4月～16年 9月】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先
正常先		16,688	0		0
要 注 意 先	うちその他要注意先	4,563	38	1	24
	うち要管理先	109	14	2	2
破綻懸念先		305	24	1	8
実質破綻先		381	6	0	6
破綻先		127	1	0	1
合 計		22,173	83	4	41

- 注) 期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理
- 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 - には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 - なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
 - 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 - 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 - 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名

【16年度上期(16年4月～16年9月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者 区分が上昇した先数	のうち期末に債務者 区分が変化しなかった先
正常先		15,381	16		11
要 注 意 先	うちその他要注意先	4,780	105	8	94
	うち要管理先	45	15	2	11
破綻懸念先		262	39	2	33
実質破綻先		411	8	0	8
破綻先		81	0	0	0
合 計		20,960	183	12	157

- 注) 期初債務者数及び債務者区分は16年4月当初時点で整理
- 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 - には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
 - なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
 - ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 - ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - ・には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。